

「とっておきの京都プロジェクト」対象エリアの観光プロモーション映像制作事業に関する
業務委託先募集要項

1 委託業務

「とっておきの京都プロジェクト」対象エリアの観光プロモーション映像制作事業に関する業務

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 過去に同種のプロモーション用映像を制作した実績があり、映像作品制作についてノウハウを有する者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (5) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4 募集期間

令和元年8月22日（木）から令和元年9月5日（木）正午まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金150万円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から令和元年12月25日（水）まで

(4) 委託金の支払条件

原則として業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。

また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

- ② 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。
- ③ 報告書提出の遅延など業務不履行があった場合には、受託者における違約金の支払い義務の発生、委託者における業務委託費の一部若しくは全部の支払い義務の解除、契約自体の解除等の措置を取るものとする。

6 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益社団法人京都市観光協会

誘致事業課 村山・小林宛

（〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 3 階）

電話：075-213-0020 Fax：075-213-1011

E-mail：murayama@kyokanko.or.jp, kobayashi@kyokanko.or.jp

(2) 各種必要書類の提出

① 提出書類及び提出部数

ア 会社案内（個人の場合は履歴書）、直近の決算書、実績を示したもの等 各 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 3 部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。

なお、以下の内容を企画提案書に含むこと

i 観光プロモーション映像に関する事項

- ・ 企画書
- ・ 見積書

ii 制作者に関する事項

- ・ 過去の制作物など

iii その他

- ・ 特筆すべき事項（コスト調整など）

ウ 見積書 3 部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

エ 留意事項

特になし。

② 提出期限

令和元年 9 月 5 日（木）正午（日本時間）

③ 提出方法

上記(1)に記載する担当事務局まで、メールもしくは郵送すること。

(3) 注意事項

- ① 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ すべての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、公益社団法人京都市観光協会（以下、「協会」という。）において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ①企画力 : 京都市の観光魅力を発信するのに優れた企画内容となっているか
- ②独創性 : 他の応募作品と比較して独創的か
- ③制作責任者 : 過去の制作物や実績はあるか
- ④履行能力 : 提案内容を履行できる組織体制か
- ⑤費用対効果 : 企画内容と比較して費用は適正か

※審査内容については公表しない。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対してメールで通知する。

※審査結果については公表しない。また質問等は受け付けない。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上契約する。

なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において委託者と受託候補者との協議の上内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

令和元年8月22日（木）	公募開始
9月5日（木）正午	各種必要書類の提出期限
9月上旬	審査・委託先の決定
9月上旬以降	業務開始（絵コンテ確認、撮影、映像の確認等）

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市・協会に帰属するものとする。